

健康保険証はマイナ保険証に移行しました！

令和6年12月2日から、組合員証・被扶養者証（以下、健康保険証）の新規発行（及び再交付）が終了し、マイナ保険証での受診を基本とした制度に移行しました。医療機関や薬局（以下、医療機関等）では以下の方法で医療保険の資格情報を確認します。

① マイナ保険証

- 「マイナ保険証」を医療機関等の受付で顔認証付きカードリーダーの読み取り口におくことで受付が始まります。画面の指示に沿って受付してください。



マイナ保険証とは？

「マイナ保険証」とは、健康保険証として利用登録したマイナナンバーカードのことをいいます。健康保険証としての利用登録は、マイナポータル、セブン銀行ATM、医療機関等に備え付けの顔認証付きカードリーダーなどから行うことができます。

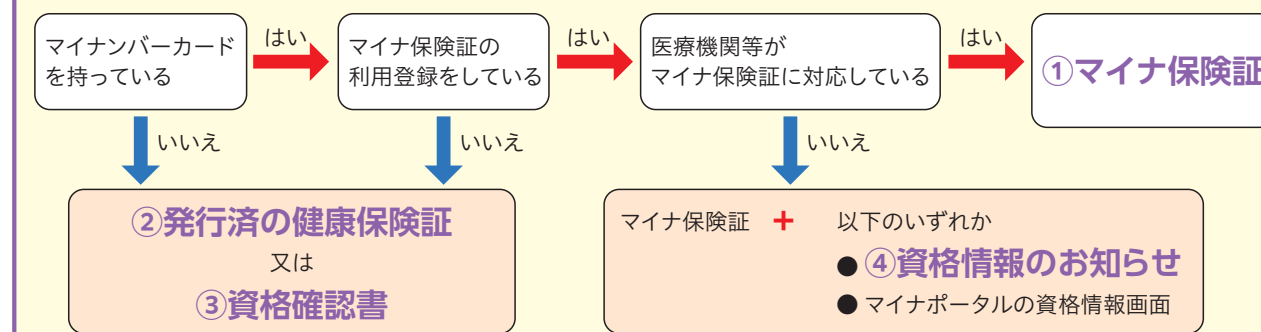
マイナ保険証を使うメリット

「マイナ保険証」を使うメリットは、厚生労働省Webサイトをご覧ください▶



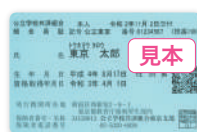
限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度で自己負担限度額を超える分の支払いが免除されるよ！

医療機関等で保険診療を受ける際に必要なもの



② 発行済の健康保険証

- 発行済の健康保険証は、経過措置により、**令和7年12月1日まで**使用可能です。経過措置期間中に退職等で資格を喪失する場合は、共済組合に返却が必要となります。



③ 資格確認書

- 令和6年12月2日以降に組合員資格を取得された方で、**マイナ保険証の利用登録をされていない方等**には、資格確認書が交付されます。医療機関等において、資格確認書を提示すれば、保険診療を受けることができます。
- 発行済の健康保険証をお持ちの方で、マイナ保険証の利用登録をされていない方等**には、令和7年秋に資格確認書が交付される予定です。
- 資格確認書の有効期限は最長5年（任意継続組合員は2年、高齢受給者は75歳の誕生日の前日まで）です。有効期限内に退職等で資格を喪失する場合は、共済組合に返却が必要となります。



<ハガキ型の厚紙>

④ 資格情報のお知らせ

- 共済組合の資格を取得した後、オンライン資格確認等システムへの登録が完了すると、自分の資格情報を簡易に確認できるよう「資格情報のお知らせ」が交付されます。
- マイナ保険証を利用できない医療機関等において、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を一緒に提示することで保険診療を受けることができます。
- マイナポータルの資格情報画面でも確認することができます。

<A4の普通紙>



<加入時期別>医療機関等に提示するもの

	令和6年	令和7年	令和8年
	12月2日 制度改正	12月2日 経過措置終了	
① 令和6年12月1日以前に加入している方			
マイナ保険証をお持ちの方	マイナ保険証を提示	マイナ保険証を提示	マイナ保険証を提示
マイナ保険証をお持ちでない方	健康保険証を提示	× 提示不可	資格確認書を提示※
② 令和6年12月2日以降に加入した方			
マイナ保険証をお持ちの方	マイナ保険証を提示	マイナ保険証を提示	マイナ保険証を提示
マイナ保険証をお持ちでない方	資格確認書を提示※	資格確認書を提示※	資格確認書を提示※

※申請不要で共済組合から発行

マイナ保険証への移行に伴うお知らせ

マイナナンバー（個人番号）の提供をお願いします。

- マイナナンバー制度に関する法令に基づき、共済組合の資格取得（及び被扶養者認定）の際に、マイナナンバーを提出することが義務付けられています。提出が遅れますと、医療機関等を受診する際のオンライン資格確認などで支障が生じることがありますので、共済組合からマイナナンバー提出のご案内が届いた場合は、速やかな提出をお願いします。

マイナ保険証の利用登録解除は所属所にお申し出ください。

- マイナナンバーカードの保険証利用登録を行っている方で、マイナ保険証の利用登録解除を希望する方は、「マイナナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を所属所の共済事務担当者に提出（任意継続組合員は共済組合に直接郵送）してください。発行済の健康保険証をお持ちでない方には、資格確認書を交付します。

Q & A

- Q1** マイナ保険証が使えるかどうか、どうやって確認できますか？
A1 マイナポータルにログインした際に健康保険証の資格情報が登録されている場合は、マイナ保険証の利用登録をすることで健康保険証として使えます。
- Q2** これまでの健康保険証を失くした場合は再発行してもらえますか？
A2 これまでの健康保険証の再交付はできません。マイナ保険証が利用できない方は、資格確認書の交付申請をしてください。
- Q3** 被扶養者の家族の中で「資格情報のお知らせ」が届かない家族がありますが、なぜですか？
A3 マイナナンバーによる連携の時期によっては、「資格情報のお知らせ」の送付が遅れる場合があります。マイナナンバーの提出が済んでいる場合は、「資格情報のお知らせ」が届くのを待ちください。

問合せ先 給付貸付課資格担当 ☎03-5320-6826